

群労発基0827第7号
令和6年8月27日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部長 殿

群馬労働局長



自動車運転者の交通事故の防止について（要請）

日頃から、労働行政の推進に格段の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月6日、群馬県内の国道で、トラックが中央分離帯を越えて反対車線に入り、乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を含む2名が負傷したとの重大な交通事故が発生したことを受け、令和6年5月10日付けで貴職に「自動車運転者の交通事故の防止について」の要請をさせていただきました。

しかしながら、その後も、6月に3件の交通事故により、県内事業者のトラック運転者が死亡するなど労働災害の発生が続いていました。

このような状況から、交通事故は死亡につながるとの重大性を再認識し、交通事故の防止対策を一層強化するため、交通死亡労働災害の続発による緊急対応として「交通労働災害防止関係行政機関連絡会議」を令和6年8月27日に開催し、別添1のとおり共同宣言を採択しました。

つきましては、貴職におかれましては、本共同宣言を傘下の企業に周知等いただくとともに、引き続き、労働基準関係法令や改善基準告示の遵守に加え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の遵守徹底につきまして、よろしく申し上げます。

別添1 交通労働災害防止関係行政機関連絡会議 共同宣言文

別添2 令和6年5月10日付け要請文

※ 令和6年8月27日付けプレスリリース

「交通労働災害防止に向けての共同宣言を採択しました」



交通労働災害防止に向けての共同宣言

交通事故のない社会は、県民や県内事業者すべての共通の願いです。

自動車運転者は、交通事故を起こさないよう常に交通法規を遵守し、事業活動において自動車を使用する事業者は、自動車運転者が交通事故を起こすことがないように管理する責任を負っています。

しかしながら、交通事故は跡を絶たず、5月6日に群馬県内の国道において、トラックが中央分離帯を越えて反対車線の乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を含む2名の方が負傷する重大な交通事故が発生し、社会的にも注目されたところです。

その後も、6月に群馬県内の事業者のトラック運転者（3名）が、県外での交通事故により死亡する労働災害の発生が続いており、交通事故は死亡につながるなどの重大性を再認識し、交通事故の防止対策を一層強化することが必要です。

私たちは、「交通事故は、あってはならない。」との共通認識の下、「交通事故を起こさない、起こさせない」との決意をもって、関係機関・団体とも連携しながら、交通事故を防止するための施策展開に一体となって、全力で取り組んでいくことをここに宣言します。

令和6年8月27日

厚生労働省
群馬労働局長

上野 康博

国土交通省 関東運輸局
群馬運輸支局長

諏訪 幸夫

群馬県警察本部
交通部長

龍川 和典

群労発基0510第1号
令和6年5月10日

関係団体の長 殿

群馬労働局長

自動車運転者の交通事故の防止について（要請）

日頃から、労働行政の推進に格段の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年5月6日、群馬県内の国道で、トラックが中央分離帯を越えて反対車線に入り、乗用車と衝突し、乗用車に乗車していた3名の方が亡くなり、当該トラックの運転者を含む2名が負傷したとの重大な交通事故が発生しました。

また、群馬県内では、令和5年に交通事故による労働災害が116件（うち死亡3名）発生しており、令和6年に入りましても4月末現在で20件（うち死亡1名）発生しています。

この事故を始めとする交通事故の重大性を考えますと、同種の交通事故の発生を防止するためには、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」といいます。）の遵守に加え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を遵守していただくことが重要です。

つきましては、貴職におかれましては、労働基準関係法令や改善基準告示の遵守に加え、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の遵守徹底について、改めて、傘下の企業に御指導いただきますよう、お願いします。

1 交通労働災害防止のためのガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>



2 時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatassusume.mhlw.go.jp/>



3 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

